

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本電気株式会社			コード	6701
提出日	2020/5/26	異動（予定）日	2020/6/22		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	瀬戸 薫	社外取締役	○													○	有
2	伊岐 典子	社外取締役	○													○	有
3	伊藤 雅俊	社外取締役	○													○	有
4	中村 邦晴	社外取締役	○													○	有
5	太田 純	社外取締役															新任
6	石井 妙子	社外監査役	○													○	有
7	中田 順夫	社外監査役	○													○	有
8	新田 正実	社外監査役	○													○	新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4. 補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	瀬戸 薫氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび物流サービス事業の経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
2	当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4. 補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	伊岐典子氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることならびに行政および外交分野における豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
3	当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4. 補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	伊藤雅俊氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび製造業の経営者としての豊富な経験とマーケティングや経営戦略に関する深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
4	当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4. 補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	中村邦晴氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび総合商社経営者としてのグローバル事業を含めた豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
5		太田 純氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび銀行経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。
6	該当事項はありません。	石井妙子氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび人事・労務分野等において弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
7	該当事項はありません。	中田順夫氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよびM&Aをはじめとする企業法務に関する弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
8	当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4. 補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	新田正実氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることならびに代表取締役社長（CEO）として会社経営に関与した経験および多数の企業の監査を担当されるなど公認会計士としての豊富な経験と深い見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

4. 補足説明

当社は、次のとおり、「社外役員の独立性判断基準」および「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」を定めています。

「社外役員の独立性判断基準」

当社は、社外役員が以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員は当社に対する独立性を有しているものと判断しています。

- (1)現在または過去3年間のいずれかの時期において、2親等以内の親族が当社または当社子会社の事業部長以上であったこと
- (2)現在または過去3年間のいずれかの時期において、本人が主要な取引先（過去3事業年度のいずれかの事業年度において、(i)当社と取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの売上高の2%を超える場合の当該取引先、または(ii)取引先からの年間借入平均残高が当社の総資産の2%を超える場合の当該取引先）の業務執行者、または2親等以内の親族が主要な取引先の業務執行者（ただし、当社における事業部長に相当するレベル以上）であったこと
- (3)過去3事業年度のいずれかの事業年度において、本人または2親等以内の親族が当社から1,000万円以上の金銭（役員報酬を除く）を受領していたこと
- (4)現在または過去3年間のいずれかの時期において、本人または2親等以内の親族が当社の監査法人に所属していたこと
- (5)現在または過去3年間のいずれかの時期において、本人または2親等以内の親族が当社から多額の寄付を受けている団体（過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社から1,000万円または当該団体の総収益の2%のいずれか高いほうの額を超える寄付を受けている場合の当該団体）の業務執行者であったこと

「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」

当社は、社外役員が以下に定める業務執行者に該当する場合、属性情報に係る該当状況についての記載および概要の説明を省略しています。

- (1)直近事業年度において、当社と取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの売上高の1%以下の場合の当該取引先の業務執行者
- (2)直近事業年度において、取引先からの年間借入平均残高が当社の総資産の1%以下の場合の当該取引先の業務執行者
- (3)直近事業年度において、当社から受けている寄付の金額が当該寄付先の総収益の1%以下の場合の当該寄付先の業務執行者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。